

番号	御意見の概要	消費者庁の考え方
1	<p>令和において「携帯」といえば「携帯（通信機器）」の事である。</p> <p>「身分を示す証票を携帯し、要求があるときはこれを提示」この「携帯し」の意味は、「携帯（通信機器）を携帯（持ち歩き）して携帯（通信機器）内の証票（画像）を提示（通信機器の画面を見せる）」この意味か。電子データか紙データのどちらか？</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>当該箇所の「携帯」は「身につけたり、手に持ったりして持ち運ぶこと」（大辞林（第4版））を意味しております。なお、立入検査する職員の身分を示す証票の形式は紙によるものを想定しております。</p>
2	<p>偽造等の不正へのハードルを設けるために、公務所又は公務員の印章が付された証明書が用いられる必要があると考えるが、印章の付与はなされるようであり、また様式の右部において識別に用いられるであろう番号の記載もあるようであるので、特に問題無いのではないかと思われた。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>